

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2021年3月3日
北陸電力株式会社

本日（3月3日）、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定^{※1}（以下「保安規定」という。）の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたのでお知らせします。

当社は、原子力部門のさらなる安全性の向上を目指し、「品質管理部^{※2}」および「原子力安全推進部^{※3}」を統合し、「品質管理・原子力安全推進部」を設置することとしました（2021年7月予定）。

今回の保安規定の変更認可申請は、組織改正に伴う組織名称の変更を反映するもので、保安に関する職務に変更はありません。

変更内容は、以下の通りです。今後、申請の内容について国の審査を受けることになります。

■今回の申請内容（変更内容）

組織改正に伴う組織名称変更を保安規定に反映

（品質管理部の名称を「品質管理・原子力安全推進部」に変更）

以上

添付資料：組織改正時の機構図

※1 原子炉施設保安規定

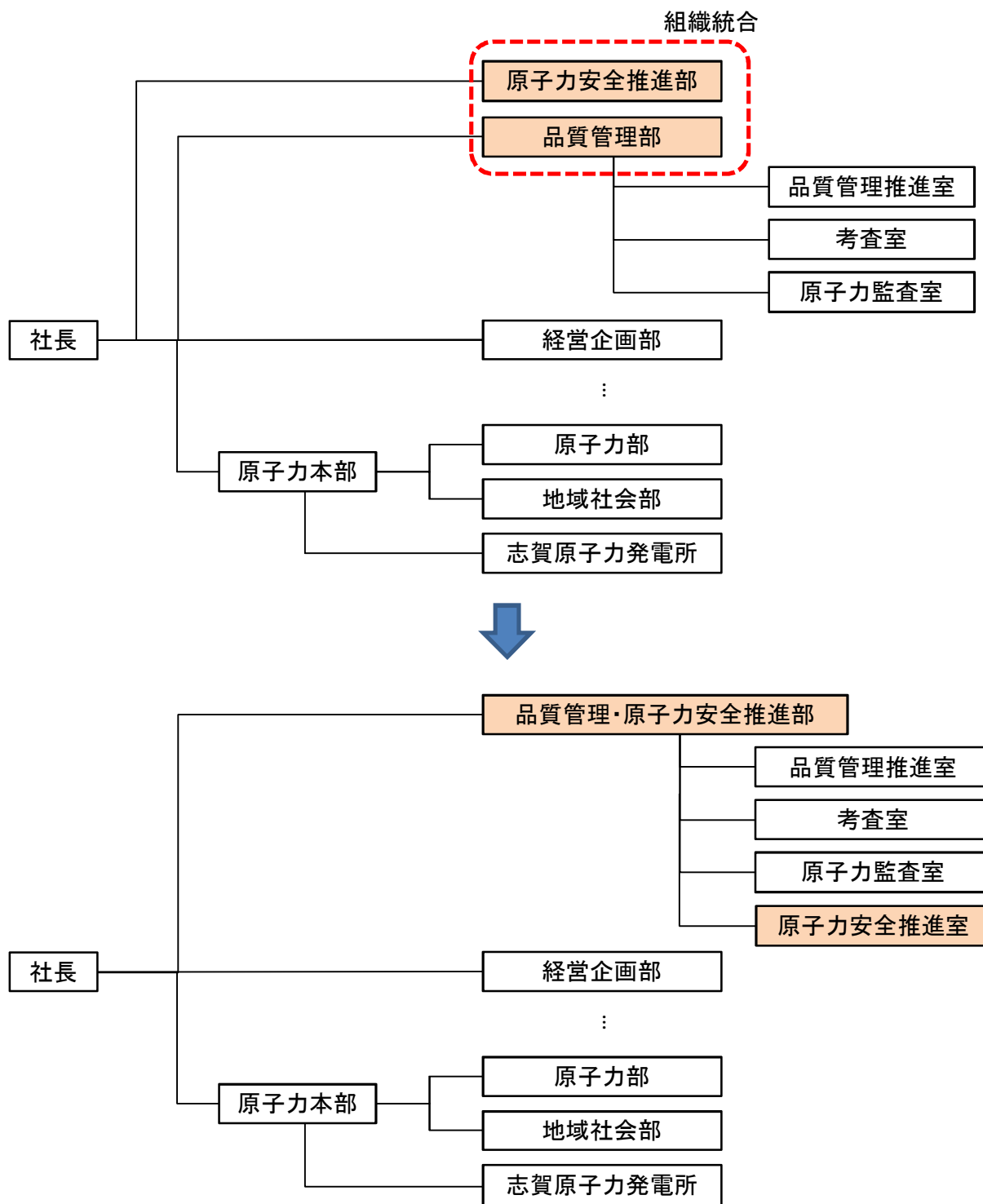
原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※2 品質管理部

原子力部門の品質保証活動が関係法令および保安規定に則って実施されていることを原子力部門とは別の立場から監査している。

※3 原子力安全推進部

志賀原子力発電所のより高いレベルの安全性を目指すため、原子力部門の活動状況全般を原子力部門とは別の立場から監視している。



組織改正時の機構図(抜粋)